

高齢者虐待防止に関する指針

株式会社 リリーフ ライフ

1. 目的

株式会社リリーフライフは、事業所や利用者家族などによる高齢者虐待を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

2. 基本的考え方

利用者のQOL維持・向上を目的とする介護において、高齢者虐待はあってはならないものであり、高齢者への虐待を防止することは最優先事項である。

この際、高齢者虐待の発生は、個人の要因のみでなく、組織やシステムの要因も関与することを理解することが必要である。

そのため、高齢者虐待防止について各職員が理解し、適切かつ効果的な対応を実施するだけでなく、組織として虐待防止に取り組むことが重要であるため、法人内に虐待防止に関する担当者を設け、虐待防止委員会を設置する。併せて、虐待防止に関する正しい知識と技術、システムを向上させるための研修会を定期的に行う。

感染予防およびまん延防止のための指針

1. 目的

株式会社リリーフライフは、各事業所での感染症発生の予防およびまん延を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

2. 基本的考え方

利用者のQOL維持・向上のために感染の予防およびまん延の防止をすることは重要である。この際、介護事業所には、感染しやすい者、感染した際に重症化する危険性の高い（ハイリスク）者が多数いることを前提として対応することが必要である。

また、感染防止策を全職員が把握し、適切かつ効果的な対応活動を実施することが求められる。そのために、組織として感染対策に取り組むことが重要であり、法人内に感染対策委員会を設置する。

併せて、職員が感染対策に取り組める環境づくりが重要である。そのために、感染対策に関する正しい知識と技術を向上させるための研修会を定期的に行う。

ハラスメント防止に関する指針

1. 目的

株式会社リリーフライフは、職場における各種ハラスメントを防止するための各種活動や体制を整備するために本指針を策定し、管理者などを含む全職員に、本指針を周知・啓発する。

2. 基本的考え方

職場での労働者の就業環境を害する言動（ハラスメント）はあってはならない。そのため、これを防止すると共に、それに起因する問題の早期解決を図ることが肝要である。

また、ハラスメントを行った者については、厳正に対処する。特に以下については、法律により対応が求められており、より厳重な対策を立てる必要がある。

- ・男女雇用機会均等法に基づく「セクシュアルハラスメント」の防止
- ・労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント」の防止
- ・育児・介護休業法に基づく「マタニティハラスメント」の防止

併せて、このほかのハラスメントの防止にも積極的に取り組むこととする。また、これらのハラスメントの行為者については、厳正に対処する。

業務継続のための方針

1. 目的

本計画は、株式会社リリーフライフが大規模災害（地震、感染症など）の非常事態においても、職員及び家族の安全を確保しながら、利用者へサービス提供を継続するための行動計画であり、本計画の実行により、利用者の生活及び信頼の維持並びに地域の信頼獲得、当法人の継続的發展を目指すものである。

2. 基本方針

当法人は、以下の基本方針に基づき、緊急時の業務継続への対応を行う。

職員・家族	<ul style="list-style-type: none">・職員の安全確保を優先した対応を取る・災害発生時～直後の職員・家族の生活を担保する・非常事態発生後も雇用の継続により、職員・家族の生活を守る
利用者	<ul style="list-style-type: none">・利用者の安全・安心を確保する・利用者の ADL 低下を防ぐ、QOL 低下を最小限にする・利用者ニーズに合わせたサービスを提供する
地域	<ul style="list-style-type: none">・職員、利用者の安全確保、利用者の ADL を維持する上で支障がない範囲で地域住民の安全・安心確保への協力をする・積極的な情報提供、情報共有を行う
経営・成長	<ul style="list-style-type: none">・非常事態下においてもサービスを提供することで、利用者対応を優先する・非常時においても、労働安全衛生法などの規制を遵守する・非常時の対応がその後の法人評価に直結すると意識して行動する・一番の経営資源である職員に対して、安全確保を図るとともに業務継続計画を実効性のあるものにすべく事前教育に力を入れ、より効果的な実施に一丸となって取り組む・非常時には、効率性を第一に考え、柔軟に対応できる組織運用を行う